総務文教常任委員会

令和６年６月２４日（月）
午前１０時～　全員協議会室

１　開議

［事務局日程説明］

２　請願について

（１）受理番号１　　地方自治法改正に関する請願
＜意見陳述～質疑～討論～採決＞

３　議案審査

市長公室

（１）第１号議案　　令和６年度亀岡市一般会計補正予算（第１号）
＜説明～質疑＞

（２）第２号議案　　亀岡市不当要求行為等対策条例の制定について
＜説明～質疑＞

政策企画部

（１）第１号議案　　令和６年度亀岡市一般会計補正予算（第１号）
＜説明～質疑＞

（２）第３号議案　　亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
＜説明～質疑＞

生涯学習部

（１）第１号議案　　令和６年度亀岡市一般会計補正予算（第１号）
＜説明～質疑＞

（２）第４号議案　　石田梅岩記念館設置条例の制定について
＜説明～質疑＞

～　休　憩　～

（裏面あり）

総　務　部

（１）第１号議案　　令和６年度亀岡市一般会計補正予算（第１号）
＜説明～質疑＞

教　育　部

（１）第１号議案　　令和６年度亀岡市一般会計補正予算（第１号）
＜説明～質疑＞

４　討論～採決

５　陳情・要望について

（１）非核・平和施策に関する要望書[郵送]

６　その他

（１）議会だより掲載事項について

（２）他都市先進地視察のまとめについて

（３）今後の日程等について

請願書

紹介議員

大西 陽春

片山 輝夫

三上 泉

件　　名

地方自治法改正に関する請願

請願の要旨

第２１３回国会で審議されている「地方自治法の一部を改正する法律案」には、国の地方自治体に対する補充的な指示の規定が盛り込まれていますが、拙速に進めることのないよう求める意見書を採択し、内閣総理大臣、総務大臣等に提出してください。

請願の理由

現行法では、災害対策基本法や新型インフル特措法など個別の法に規定がある場合に国は地方に指示できることとなっていますが、今回の地方自治法改正案では、個別法に規定がなくても「国が必要な指示をできる」とするものです。

２０００年施行の地方分権一括法では、国と地方は「上下・主従」ではなく「対等・協力」の関係と位置付け、国の関与は必要最小限にーとしました。今回の改正案はその流れに逆行するなどと、日弁連や全国知事会が反対や危惧を表明しました。全国知事会は５月１０日、「憲法で保障された地方自治の本旨や地方分権改革により実現した国と地方の対等な関係が損なわれるおそれもある。」と提言で指摘しています。

地方自治の本旨に反し地方分権に逆行する、国の地方自治体に対する補充的な指示の規定は、拙速に進めないことを求めるものです。

地方自治法第１２４条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

２０２４年6月7日

亀岡市議会議長　菱田光紀　様

請願者

京都府職員労働組合亀岡支部支部長　篠塚和則

亀岡市荒塚町１丁目４－１南丹広域振興局内

憲法九条守ろう亀岡の会事務局長　原田貞蔵

亀岡市大井町かすみヶ丘１２－１６

新日本婦人の会亀岡支部支部長　福井里

亀岡市余部町上条１３亀岡教育会館内

全日本年金者組合亀岡支部支部長　小川

亀岡市余部町上条１３亀岡教育会館内

国の補充的な指示の制度化についての提言

令和６年３月１日に政府が閣議決定した「地方自治法の一部を改正する法律案」では、第３３次地方制度調査会の答申を踏まえ、国の地方公共団体に対する補充的な指示（以下「国の補充的な指示」という。）の規定が盛り込まれた。

国の補充的な指示については、新型コロナ対応等で直面した課題を踏まえ、今後も起こりうる想定外の事態に万全を期す観点から、その必要性は理解するものの、憲法で保障された地方自治の本旨や地方分権改革により実現した国と地方の対等な関係が損なわれるおそれもある。そのため、全国知事会として、事前に地方公共団体と十分な協議・調整を行うことや目的達成のために必要最小限度の範囲とすることなどを法案に明記するよう重ねて政府に要請してきた。

この結果、本法律案では、国の補充的な指示について、国と地方公共団体との関係の特例と位置づけられ、必要な限度において行使することやあらかじめ適切な状況把握や講ずべき措置の検討のために地方公共団体に意見等を求めるなど適切な措置を講ずるよう努めなければならないことが規定されており、我々の要請に対して一定の配慮がなされたと評価している。

しかしながら、なお、法案上必ずしも明記されていないと考えられる点もあることから、今後の国会審議を経て、制度創設に向かう過程において、国の補充的な指示について、下記事項を明確化するよう強く求める。

記

１　国の補充的な指示が、現場の実情を適切に踏まえた措置となるよう、また、地方自治の本旨に反し安易に行使されることがない旨が確実に担保されるよう、国と地方公共団体が事前に適切な協議・調整を行う運用とすること

２　その上で、国の補充的な指示は、地方自治の本旨に則り、目的達成のために必要最小限度の範囲とすること

令和６年５月１０日

全国知事会 会長 宮城県知事 村井 嘉浩

地方自治法改正案の閣議決定を受けて

本日、政府は「地方自治法の一部を改正する法律案」を閣議決定した。

本法律案は、第３３次地方制度調査会の答申を踏まえ、公金収納事務のデジタル化などＤＸの進展を踏まえた対応や地域の多様な主体の連携及び協働の推進、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例に係る規定を整備するものである。

とりわけ、国の地方公共団体に対する補充的な指示（以下「国の補充的な指示」という。）については、新型コロナ対応等で直面した課題を踏まえ、今後も起こりうる想定外の事態に万全を期す観点から、その必要性は理解するものの、憲法で保障された地方自治の本旨や地方分権改革により実現した国と地方の対等な関係が損なわれるおそれもある。そのため、全国知事会として、事前に地方公共団体と十分な協議・調整を行うことや目的達成のために必要最小限度の範囲とすることなどを法案に明記するよう重ねて政府に要請してきた。

この結果、本法律案では、国の補充的な指示について、国と地方公共団体との関係の特例と位置づけられ、必要な限度において行使することやあらかじめ適切な状況把握や講ずべき措置の検討のために地方公共団体に意見等を求めるなど適切な措置を講ずるよう努めなければならないことが規定されており、我々の要請に対して一定の配慮がなされたことは評価したい。

今後、国会審議を経て制度創設に向かうところであるが、なお、法案上必ずしも明記されていないと考えられる点もあることから、国の補充的な指示が地方自治の本旨に反し安易に行使されることがない旨が確実に担保されるよう、事前に適切な協議・調整を行う運用の明確化などが図られるよう強く求める。

令和６年３月１日

全国知事会 会長 宮城県知事 村井 嘉浩

総務文教常任委員会
提出資料

市長公室　秘書課

台湾（中華民国）嘉義市訪問【案】

▸嘉義市（かぎ-し）
台湾西南・嘉南平原北端に位置する市。日本統治時代の都市計画と産業開発により急速に近代化し、多くの貴重な文化財を残す。阿里山山脈を走る阿里山森林鉄道もその一つで、1912 年の総督府の阿里山開発以降、嘉義市は「木の都」となった（森の京都、保津峡と類似）。
絵画・管弦など芸術活動も盛んで、「伝統と革新」の文化発展を重視している。

面積：約 60 ㎢
人口：約 265,000 人（2021 年）
市長：黄敏恵（ﾎｱﾝｰﾐﾝﾌｲ・中国国民党）
＊広島県尾道市と友好交流協定を締結

嘉義市訪問計画（案）

日　程：10 月上旬・4 日間程度（調整中）
目　的：嘉義市との友好交流
視察先：嘉義市役所など　　人　数：市長含む３人
＊全国都市緑化フェア in 京都丹波の展示参考のため、台湾全土で開催された「2024 竹博覧会」の会場やモニュメントについても視察予定（嘉義市でも開催）。

▲竹博覧会（竹の建築展示）の様子

▲1931年の嘉義農林学校甲子園準優勝を記念

亀岡市と台湾の交流

＜平成26（2014）年＞

●2014台湾京都丹波観光プロモーションin台北／10月17日～19日
京都丹波観光協議会（南丹広域振興局・亀岡市・南丹市・京丹波町）が訪台し、観光客誘致に向けた商談・プロモーションを行いました。平成27年12月にも実施。

＜平成28（2016）年＞

●台湾出身・大人気ブロガー抹茶団子さん　来亀／10月13日

京都国際観光大使の抹茶団子さんが取材のため亀岡市を訪問され、コスモス園を始めとする亀岡市の情報を日本語・中国語で発信いただきました。

＜平成31（2019）年＞

●台北現地調査／1月20日・21日

NPO法人プロジェクト保津川と共に台北市を訪れ、台北市でのレジ袋使用実態調査と先進事例視察を行いました。

＜令和3（2021）年＞

●台湾・四育中学校と南桑中学校がオンライン授業を実施／7月8日

NPO法人プロジェクト保津川の仲介により、両中学校をオンラインで繋いで環境学習が行われました。令和4年7月7日にも実施。

＜令和４（2022）年＞

●台湾・アジア大学デザイン学部　教授・学生3人が来亀／8月17日

亀岡市内の古民家（木造建築）や開かれたアトリエなどを視察されました。また保津保育所について、デザインの提案をいただきました。

●桃園SDGs国際フォーラム／10月25日～10月28日

桃園市で開催されたフォーラムに参加し、先進事例の発表を行うとともに、関係者との懇談（大学教授・桃園市役所）や、先進事例視察を行いました。

＜令和５年＞

●台湾有名ブロガー招へい事業／10月13日～17日（亀岡市観光協会など）

●京都日台親善協会秋祭り／10月21日

京都在住の台湾出身留学生約60人が来亀されたので、川の駅・亀岡水辺公園にて、篠太鼓の披露を行いもてなしました［佐々木副市長対応］。

＜令和６年＞

●教育旅行（辭修高級中学）西部・川東地区への受入／2月18日・19日（森の京都DMO）

●台湾大商談会　出展／2月20日～23日（森の京都DMO）

●亀岡光秀まつり　騎馬武者役で台湾人女性（大阪市在住）が参加／5月3日

●地方創生青年参訪団　来亀／5月9日

地方創生・経済政策担当大臣をはじめとする地方創生に取り組む行政・学会・青年団約50人が来亀され、かめおか霧の芸術祭を視察されました［佐々木副市長対応］。

●TAIWAN PLUS 2024／5月11日・12日

みやこメッセ（京都市左京区）にて開催されたイベント「TAIWAN PLUS 2024」（中華文化総会主催）に招待いただきました［桂川市長・石野副市長出席］。

●環境先進地視察対応／6月11日

台湾の環境分野の専門家が来亀され、紙おむつのリサイクルやHOZUBAG工場の視察など、先進地視察を行われました［石野副市長対応］。

令和6年5月27日 受理（郵送）

亀岡市議会議長　菱田　光紀　様

非核・平和施策に関する要望書

地域住民の平和と安全、そして健全な発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。また毎年の原水爆禁止国民平和大行進に対するご支援、ご協力に心からお礼申し上げます。

今年、広島、長崎への原爆投下から７９年目を迎えました。２０２１年に発効しました核兵器禁止条約の批准国は７０ヶ国にまでに達し、世界の核兵器廃絶を求める運動は確実に広がりつつあります。しかし、ウクライナに軍事侵攻したロシアのプーチン大統領によって核兵器の保有とその使用も辞さない構えが公言され、核をめぐる極めて危険な情勢に直面することになっています。

核兵器の使用を絶対に許さず、核をめぐる危機を乗り越えていくために、核兵器禁止・廃絶の声と行動を圧倒的に大きく広げていくことが求められています。

私たちは貴自治体と議会に対して、住民の命と安全を守る被爆国の地方自治体として、非核・平和運施策の推進のために次の事項を行っていただくよう要望いたします。

＜　記　＞

１．核兵器禁止条約が発効しましたが、唯一の戦争被爆国である日本政府は禁止条約に反対しています。被爆国として核兵器禁止条約に参加し、核兵器廃絶の先頭に立つよう日本政府に強く働きかけて下さい。

２．核兵器の禁止から廃絶へ国際的な動きが広がっている今、核兵器の非人道性を告発する被爆の実相を広げることがあらためて重要になっています。原爆（写真）展の開催など住民参加の創意あるとりくみを強めて下さい。とりわけ以下の点についてご協力下さい。

① 日本被団協が製作した「ヒロシマ・ナガサキ　原爆と人間」写真パネルを購入していただき、原爆写真展の開催などに積極的に活用して下さい。

② 住民が行う原爆（写真）展に後援・協賛して下さい。市役所（役場）、公民館など公共施設を無償で提供して下さい。

③ 教育委員会を通じて、小・中・高の児童・生徒に案内して下さい。

④ 広報を通じて、住民に原爆（写真）展開催を知らせて下さい。

３．核兵器禁止条約の発効を契機に、「唯一の戦争被爆国日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名」の運動が取り組まれています。この署名運動に賛同し、住民に協力を訴えて下さい。

４．広島・長崎に原爆が投下された８月６日と９日、終戦の日の１５日には、住民のみなさんにも呼びかけて、「犠牲者への黙祷」などの非核・平和のとりくみを行なって下さい。また、貴自治体の非核・平和宣言を住民に周知徹底するとともに、宣言に基づく非核・平和施策を具体化・充実して下さい。脱原発を明記した新しい非核自治体宣言策定に住民と一緒にとりくんで下さい。

５．子どもたちに平和の尊さを教え、被爆の実相を伝えることは重要な平和施策です。公立図書館や学校などで平和教材を充実するとともに、被爆者の体験を聞く機会を設けるなど、教育

分野でのとりくみを積極的にすすめて下さい。

6．被爆国日本の自治体が世界の自治体と連携して核兵器廃絶を国際社会に訴え、国際政治を動かすことは、今日の核兵器をめぐる状況からも重要です。「平和首長会議」と連携した核兵器廃絶に向けた国際的な行動に積極的にとりくんで下さい。姉妹都市などに被爆組写真を送るとりくみなど海外の自治体に被爆の実相を広げて下さい。

7．ノーモア・ヒバクシャ近畿訴訟をはじめ原爆症認定訴訟の相次ぐ勝訴判決は、国を動かし一定の改善を実現しましたが、司法の判断と被爆者の要求とは依然として大きな隔たりがあります。被爆者が訴訟を起こすことはもう困難です。原爆症認定問題の早期解決を国に働きかけて下さい。また高齢化がすすむ被爆者への独自の援護施策を実施・充実して下さい。

8．日本政府による反撃能力（敵基地攻撃能力）保有計画によって他国からの核兵器、生物・化学兵器等も含む報復攻撃を受けることを前提とした自衛隊基地の「強靭化」計画が進められています。また土地利用規制法に基づく特別注視区域、注視区域が指定され、住民の不安と懸念が広がっています。国民の平和と暮らしを守るために、軍事力強化で対応するのではなく、外交で解決する道への転換を、貴自治体として国に対し強く求めて下さい。

9．自衛隊に対し隊員募集のための個人情報提供が本人同意なしに行われている場合、憲法１３条・人格権のうちのプライバシー権保障に基づいて、行わないようにして下さい。

１０．若狭湾には世界有数の原発集中地帯があり、京都はその８０㌔圏内にほぼ全域が入ります。ドイツでは昨年、すべての原発が完全稼働停止となりました。日本でも、政府・電力会社に対し、高浜原発、大飯原発をはじめすべての原発の稼働を中止し、原発の廃棄・廃炉を求めて下さい。原発事故の危険から住民の安全を確保するために全住民を対象とした実効ある避難計画を作成するなどの安全・防災対策を強化して下さい。独自の自然再生エネルギー政策を確立し、とりくんで下さい。

２０２４年5月２０日

原水爆禁止国民平和大行進
京都実行委員会代表　梶川憲

２０２３年原水爆禁止国民平和大行進京都実行委員会
京都市中京区壬生仙念町３０－２　ラボール京都内
原水爆禁止京都協議会気付　電話：075-811-3203　　ＦＡＸ：075-811-321